

令和 8 年 9 月 9 日

横浜市長職務代理者
横浜市副市長 平原 敏英 様

横浜市公共事業評価委員会
委員長 中村 文彦

令和 8 年度第 1 回横浜市公共事業評価委員会の審議結果について

横浜市公共事業評価委員会は、令和 8 年度第 1 回横浜市公共事業評価委員会において、横浜市
附属機関設置条例に定める担任事務に基づき、事前評価 4 件、事後評価 2 件を審議した結果、評
価案件について審議結果のとおりとしました。

1 委員会の開催経過

令和8年7月31日(金) 午前 9時30分から午後 0時00分まで

	評価	事業名	所管局	審議結果
港湾－1	事前評価	大さん橋ふ頭陸上電力供給設備整備事業	港湾局	妥当
都整－1	事前評価	二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 2 期地区土地区画整理事業	都市整備局	妥当
建築－1	事前評価	市営野庭住宅住戸改善事業（D E F G 街 区）	建築局	妥当
交通－1	事前評価	ブルーライン新信号システム更新事業	交通局	妥当
港湾－2	事後評価	新港ふ頭 9 号岸壁改修事業	港湾局	妥当
消防－1	事後評価	消防本部庁舎等整備事業	消防局	妥当

2 意見具申
なし

横浜市公共事業評価委員会 委員

(敬称略・50 音順)

委員名	現職名	専門分野
(あさひ ちさと) 朝日 ちさと	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 都市環境科学研究科 都市 政策科学域 教授	環境経済学、都市地域経済学 政策評価、費用便益分析
(うじかわ けいじ) 氏川 恵次	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授	環境影響評価、環境経済、 産業関連分析
(かまた もとゆき) 鎌田 素之	関東学院大学 理工学部理工学科 准教授	衛生工学、水道工学
(たなか いねこ) 田中 稲子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	建築環境工学、 住環境
(とよだ なお) 豊田 奈穂	関東学院大学 経済学部 准教授	地方財政、公共政策、 公共経済
(なかむら ふみひこ) 中村 文彦	放送大学 教授	都市交通計画、交通施設計画 都市計画、地域計画
(みわ のりえ) 三輪 律江	横浜市立大学大学院 都市社会文化研究科 教授	建築、都市計画、 参画型まちづくり
(よこた しげひろ) 横田 樹広	東京都市大学 環境学部環境創生学科 教授	都市生態計画、 緑地保全・創出

(令和 10 年 3 月 3 1 日まで)

令和 8 年度第 1 回横浜市公共事業評価委員会 会議録	
日 時	令和 8 年 7 月 31 日（金） 9 時 30 分から 12 時 00 分
開 催 場 所	市庁舎 18 階 なみき 9 ～12（WEB 会議）
出 席 委 員	中村 文彦（委員長） 朝日 ちさと、氏川 恵次、鎌田 素之、田中 稲子、豊田 奈穂、三輪 律江、横田 樹広（五十音順）
欠 席 委 員	なし
事 務 局	行財政局共創・ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部 谷口担当部長、ファシリティマネジメント推進課 加藤担当課長
説 明 者 （事務局以外）	2 (1) 港湾局政策調整課長 上田 新平 ※以下（港湾局）
	2 (2) 都市整備局二ツ橋北部土地地区画整理事務所長 仲 恭志 ※以下（都市整備局）
	2 (3) 建築局市営住宅課担当係長 板倉 健一 ※以下（建築局）
	2 (4) 交通局電気課信号システム更新担当課長 和田 伸一 ※以下（交通局）
	2 (5) 港湾局建設第一課長 川崎 哲治 ※以下（港湾局）
	2 (6) 消防局施設課長 古谷 敏夫 ※以下（消防局）
開 催 形 態	公開（傍聴 6 人、報道機関 1 人）
議 題	Ⅲ 議事 1 報告 (1) 「横浜市公共事業評価実施要綱」及び「横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領」の改正について 2 審議 (1) [事前評価] 大さん橋ふ頭陸上電力供給設備整備事業 [港湾局] (2) [事前評価] 二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 2 期地区土地地区画整理事業 [都市整備局] (3) [事前評価] 市営野庭住宅住戸改善事業（D E F G 街区）[建築局] (4) [事前評価] ブルーライン新信号システム更新事業 [交通局] (5) [事後評価] 新港ふ頭 9 号岸壁改修事業 [港湾局] (6) [事後評価] 消防本部庁舎等整備事業 [消防局] 3 その他 (1) 道路部会の開催について
決 定 事 項	2 (1) 大さん橋ふ頭陸上電力供給設備整備事業 意見具申なしとした。事業実施（案）について「妥当」とした。
	2 (2) 二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 2 期地区土地地区画整理事業 意見具申なしとした。事業実施（案）について「妥当」とした。
	2 (3) 市営野庭住宅住戸改善事業（D E F G 街区） 意見具申なしとした。事業実施（案）について「妥当」とした。
	2 (4) ブルーライン新信号システム更新事業 意見具申なしとした。事業実施（案）について「妥当」とした。

	2 (5) 新港ふ頭 9 号岸壁改修事業 意見具申なしとした。事後評価（案）について「妥当」とした。
	2 (6) 消防本部庁舎等整備事業 意見具申なしとした。事後評価（案）について「妥当」とした。
議 事	はじめに (事 務 局) 今回の委員会は、WEB 会議形式とすることを説明 委員会成立の定足数 5 名に達しており、会議が成立していることを報告 会議を公開することについて確認 中村委員を委員長に、また田中委員を職務代理者とすることについて確認 Ⅲ 議事 1 (1) 「横浜市公共事業評価実施要綱」及び「横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領」の改正について (事 務 局) 昨年度の委員会で報告した事業費増加への対応方針に基づき、公共事業評価実施要綱及び事務取扱要領を改正した。今回の改正では、社会経済情勢の急激な変化等により再評価の必要が生じた場合を新たな再評価実施要件として追加した。また、物価変動分を除いた事業費が当初総事業費に対して 30% を超えて増加した場合は、原則として翌年度末までに再評価を実施することとした。さらに、通常は再評価対象から除外される一定の進捗がある事業であっても、事業費が大幅に増加した場合には再評価の対象とする。 (鎌田委員) 30% という基準について確認したい。過去の事業のうち、30% 以上増額した案件はどの程度あったのか。 (事 務 局) 過去 10 年間の案件について整理している。正確な数字を確認し、後日委員へ情報提供したい。 (鎌田委員) 承知した。 (委 員 長) 事務局は委員へ情報提供をお願いしたい。 2 (1) <u>大さん橋ふ頭陸上電力供給設備整備事業について</u> (港 湾 局) Ⅲ 議事 2 (1) について説明 (委 員 長) 質問等あればどうぞ。 (朝日委員) 岸壁使用料について伺いたい。本事業では岸壁使用料を徴収するとのことだが、その料金設定が港湾としての競争力にどのような影響を与えていると考えているか。また、蓄電池の導入に向けて経済産業省の補助制度を検討しているとの説明があったが、それは本事業の一部として活用する想定か。 (港 湾 局) 現在でもクルーズ船からは施設使用料を徴収している。本設備についても電力供給を行う以上、電気使用に応じた負担は必要であると考えている。一方で、料金が高すぎるとクルーズ船会社に利用されなくなる可能性もあるため、船会社の利用促進と採算性の両面を考慮しながら設定していきたい。蓄電池については、設備全体の運用コスト低減や電力料金の平準化を図る目的で導入を検討している。現在活用している国の交付金では蓄電池部分が対象

	となっていないため、別途、経済産業省の補助制度の活用を検討している。 (朝日委員) 理解した。外部性(事業による便益が利用者だけでなく市民や社会全体にも及ぶこと)が高く国の政策にも関わる事業であるため、国の支援も活用しながら進めていただきたい。 (田中委員) 特別高圧による電力供給について、日本の制度上の課題があるとの説明があったが、制度改正や運用見直しの見通しはどうか。また、CO₂削減効果については、供給する電力側の排出量も考慮しているのか確認したい。削減量については算定根拠も示した方が分かりやすいと思う。できれば低炭素電源を採用していただきたい。 (港湾局) 制度面については、経済産業省及び国土交通省と協議を進めている。CO₂削減効果については、船舶が燃料を使用して発電する場合の排出量と、陸上から電力供給した場合の発電にかかる排出量との差を算出している。 (田中委員) 特別高圧設備の安全性を担保する事によって追加コストが生じる可能性もあるため、引き続き留意していただきたい。また、CO₂削減量については算定過程や根拠が分かるよう記載した方がよい。 (鎌田委員) 事後評価の際にはどのような指標で効果を確認するのか。また、維持管理費はどの程度を想定しているのか。さらに、国際規格との関係についても確認したい。 (港湾局) 事後評価ではクルーズ船寄港数などをモニタリング指標として考えている。維持管理費は現時点で年間4千万円から5千万円程度を想定している。また、本設備は国際規格に準拠する電圧で電力を送ることを計画しているが、日本国内では特別高圧の電源ケーブルが外部に露出していることが認められておらず、規制緩和をしてもらう必要がある。安全性を確認・担保し、経済産業省と協議を進めている。 (氏川委員) 本事業は港湾改良というよりも環境改善事業としての性格が強いと理解している。そのため、費用便益分析が難しいことは理解できる。一方で、資料に記載されている経済波及効果については、主たる効果としてではなく波及的影響として整理した方が分かりやすいのではないかと。また、客船1隻当たり経済波及効果についても、それが横浜港にもたらされる効果なのか、一般的な経済波及効果なのか分かりにくい。算定条件や対象範囲が分かるように記載した方がよいと思う。 (港湾局) 今回示している経済波及効果は横浜港にもたらされる効果として算出している。ご指摘のとおり、算定条件や対象範囲については分かりやすく整理したい。 (三輪委員) 波及的影響における住民生活への効果について確認したい。大さん橋の立地を考えると、周辺住民というよりも来街者に対する効果として整理した方が分かりやすいのではないかと。 (港湾局) 排出ガスや騒音低減の効果を記載したものであるが、ご指摘を踏まえ、対象が分かるよう整理したい。
--	--

(豊田委員) 採算性の部分について意見したい。「事業費の回収を期待するものではない」との記載は、市民から見ると費用だけが発生する事業のようにも受け取られる。本事業は波及効果は実感されにくい。将来的な使用料の引き上げについての考え、または新たな寄港を期待しているなどの採算面について、市民にも分かりやすく説明した方がよいと思う。

(港湾局) ご指摘を踏まえ、記載方法を検討したい。

(委員長) 豊田委員から指摘があったように、事業の必要性や効果については、市民の視点に立って分かりやすく説明することが重要であると思う。事業効果の説明に当たっては、補助制度の活用状況や技術的な課題への対応など、不確定な要素もあるため、正確に記載した方がよい。なお、意見具申は大きな修正または変更を求めるものである。資料の修正に関しては、担当部局と事務局が調整して修正し、委員長が修正版の確認を行うこととする。事業の今後の動向については、きちんと注視していきたい。事業の実施について異論はなかった。本案件については意見具申なしとし、事業の実施は妥当と判断してよい。

(委員) 異議なし。

(委員長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上。

2 (2) 二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第2期地区土地区画整理事業について

(都市整備局) III 議事 2 (2) について説明

(委員長) 質問等あればどうぞ。

(氏川委員) 費用便益分析について確認したい。ヘドニックアプローチを用いて事業効果を評価しているとのことだが、どのようなパラメータを用いているのか、どのような土地価格情報を用いているのかが分かりにくい。公表可能な範囲でデータや考え方を示した方がよいと思う。

(都市整備局) ヘドニックアプローチは、公共施設整備や宅地の利用増進による効果を地価の変化として評価する手法であり、土地区画整理事業において一般的に用いられている。本事業は都市計画道路三ツ境下草柳線を中心とした東西に長い地区であるため、事業計画を立てる際に地区をいくつかの区分に分けて不動産鑑定評価を実施し、事業前後の土地評価を比較している。こうした土地評価を基に、費用便益分析の算定を行っている。

(委員長) 分析の考え方や前提条件についての説明が不十分であり、ブラックボックス化しているようにも見えるため、可能な範囲で構わないがもう少し説明があった方が理解しやすいと思う。

(都市整備局) 個別の土地評価の公表は難しいが、分析手法や考え方について追加説明できる部分は検討したい。

(朝日委員) 費用便益分析について意見がある。ヘドニックアプローチは、交通アクセス改善など公共施設整備による効果が土地価格に反映されるという考え方に基づく手法と理解している。そのため、ヘドニックアプローチによる便益に

	加えて都市計画道路整備による便益を別途加算すると、二重計上になる。特に、区画道路による効果と都市計画道路による効果を明確に区分することは難しいと思われる。道路整備による効果を示すのであれば、土地区画整理事業全体の費用・便益とは区分し、補足的な情報として整理した方が分かりやすいのではないかと。 (都市整備局) 本事業では、第1期地区の事業評価時も同様に、土地区画整理事業による便益と都市計画道路整備による便益を足し合わせて評価している。本事業は都市計画道路三ツ境下草柳線の整備を中心とした土地区画整理事業であることから、その効果も含めて評価しているものである。土地区画整理事業による便益は、公共施設整備や宅地利用増進による土地利用価値の向上を評価するものであり、道路事業による便益は、走行時間短縮や走行経費の縮減など道路利用者に生じる効果を評価するものであるため、評価対象は異なるものと整理している。一方で、ご指摘のように両者を明確に切り分けることが難しい面もあると認識している。なお、道路整備による便益を除いて整理した場合でも、土地区画整理事業単独の費用便益比は1.37となっている。また、本事業は道路整備と宅地造成を一体的に実施する事業であり、事業費についても道路整備分とそれ以外を明確に切り分けることは難しい性質がある。 (朝日委員) ヘドニックアプローチは、交通アクセス改善などを含めた整備効果が土地価格に帰着するという考え方に基づく手法であり、道路整備による効果も含めて評価しているものと理解している。そのため、ヘドニックアプローチによる便益に加えて道路整備による便益を別途加算することは、理論的には二重計上になる。交通アクセス改善効果の二重計上が問題となった事例もあることから、道路整備による便益を示すのであれば、土地区画整理事業の費用便益分析とは区分し、参考情報として整理した方がよいのではないかと。 (都市整備局) ご指摘を踏まえ、資料を修正したい。 (委員長) 費用便益分析の考え方について委員から重要な指摘があった。分析手法や便益の整理方法については分かりやすい説明となるよう修正をお願いしたい。一方で、事業そのものの必要性については異論がなかったと理解している。本案件については意見具申なしとし、事業の実施は妥当と判断してよいかと。 (委員) 異議なし。 (委員長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上。 <u>2 (3) 市営野庭住宅住戸改善事業 (DEFG街区) について</u> (建築局) III 議事 2 (3) について説明 (委員長) 質問等あればどうぞ。 (豊田委員) 港南区は人口減少が進んでいる地域であると認識している。そのような状況の中で、市営住宅全体について建替えを行う街区と住戸改善を行う街区を組み合わせているが、将来的な人口予測や住宅需要の変化を踏まえた上で計画
--	---

	を整理しているという理解でよい。 (建 築 局) そのとおりである。将来的な住宅需要や住宅確保要配慮者の推移も踏まえ、公営住宅ストック全体をどの程度維持していくべきかという観点から検討している。その中で、市営野庭住宅については一部街区を住戸改善事業として整理している。 (豊田委員) 理解した。 (朝日委員) 公営住宅整備事業の評価マニュアルでは、費用便益比が 0.8 を下回る場合の事業手法の考え方が示されていたと認識している。本事業では費用便益比が 0.43 となっているが、その数値をどのように受け止めて事業を進める判断をしているのか確認したい。 (建 築 局) 公営住宅については、公営住宅法に基づき家賃に相当する使用料収入の上限が定められており、制度の趣旨からも収益を期待する事業ではない。そのため、費用便益比 0.8 という目安はあるものの、建物の性質上、費用便益比を高めることには限界があると考えている。一方で、公営住宅については公共福祉の観点から一定の住宅ストックを確保していく必要があるため、いかに効率的に整備や保全を行っていくかという観点で改善を図っていくべきものと考えている。 (朝日委員) 費用便益比 0.8 という目安との関係について確認したかったため質問したが、考え方については理解した。 (委 員 長) 他に意見がなければ、本案件については意見具申なしとし、事業の実施は妥当と判断してよい。 (委 員) 異議なし。 (委 員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上。 <u>2 (4) ブルーライン新信号システム更新事業について</u> (交 通 局) III 議事 2 (4) について説明 (委 員 長) 質問等あればどうぞ。 (氏川委員) 説明資料はよくまとまっており理解しやすかった。その上で、資料の構成について意見を申し上げたい。評価調書には波及的影響や事業効果について重要な内容がかなり記載されているが、説明資料では簡潔な記載にとどまっている。審議において重要となる内容については、調書だけでなく説明資料にも反映した方がよいと思う。また、費用便益分析だけでは表現しにくい効果もあるため、そのような効果をどのように示していくか整理が必要ではないか。 (事 務 局) 評価調書が正式な審議資料であり、説明資料はその要点を整理したものとなっている。ご指摘いただいた点については今後の資料作成の参考としたい。費用便益分析のマニュアルが無い事業については、事業実施による効果を費用対効果や波及的効果等といった項目で記載している。 (委 員 長) 説明資料の作成について意見したい。この委員会では、費用や効果分析など
--	---

	毎回議論になりやすい論点があるため、そのような項目については手厚く説明し、それ以外の部分は分かりやすく簡潔に整理するなど、資料構成について工夫していただきたい。事務局においてはこれまでの委員会運営の経験も蓄積されていると思うので、引き続き配慮をお願いしたい。また、国の費用便益分析マニュアルが整備されている事業であっても、マニュアルによる分析だけで事業効果を十分に説明できるとは限らない。市民や市の政策に対する効果のうち、マニュアルでは十分に評価されていないものについては、これまでも可能な範囲で定量的に評価する努力が行われてきた。今後も、市として重要と考える効果については、マニュアルの有無にかかわらず、可能な範囲で分かりやすく示していただきたい。他に意見がなければ、本案件については意見具申なしとし、事業の実施は妥当と判断してよいか。 (委 員) 異議なし。 (委 員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上。 <u>2 (5) 新港ふ頭 9 号岸壁改修事業について</u> (港 湾 局) III 議事 2 (5) について説明 (委 員 長) 質問等あればどうぞ。 (事 務 局) 挙手はない。 (委 員 長) 本案件は事後評価であり、事業費増加の要因について整理されている。意見がなければ、本案件については意見具申なしとし、事後評価は妥当と判断してよいか。 (委 員) 異議なし。 (委 員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上。 <u>2 (6) 消防本部庁舎等整備事業について</u> (消 防 局) III 議事 2 (6) について説明 (委 員 長) 質問等あればどうぞ。 (三輪委員) 消防本部庁舎等の整備効果について理解した。特に評価したいのは、消防活動や指令機能だけでなく、職員が働く環境についても丁寧に評価が行われている点である。消防施設では職員諸室や執務環境が軽視されがちであるが、こうした環境は職員のモチベーションや働きやすさだけでなく、効率的で合理的なチーム運営にも関わる重要な要素である。また、ジェンダーへの配慮や多様な働き方への対応も重要であり、本事業で得られた知見は今後の消防施設整備にも活用していただきたい。 (消 防 局) 本施設では多様な利用に配慮した施設整備を行っている。今後の施設整備においても、本事業で得られた知見を活用し、より良い執務環境づくりにつなげていきたい。 (三輪委員) 仮眠室や休憩空間のあり方などのソフト的な面についても、今後も継続的に検証していただきたい。
--	---

	(委員 長) 三輪委員の意見は非常に重要な視点である。消防施設だけではなく、今後の施設整備に活かしていただきたい。他に意見がなければ、本案件については意見具申なしとし、事後評価は妥当と判断してよいか。 (委員) 異議なし。 (委員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上。 <u>3 その他</u> (事務局) 今年度は道路整備に関する事前評価及び再評価案件が6件見込まれている。このため、例年と同様に道路部会を設置し、道路事業に関する審議を行うことを提案する。また、部会の委員数は3名とし、部会における議決を委員会の議決とする取扱いについても提案する。 (委員 長) 事務局提案どおり、道路部会を設置し、部会議決を委員会議決とすることとしたい。また、道路部会委員として中村委員、朝日委員及び豊田委員の3名を指名したい。 (委員) 異議なし。 (事務局) 道路部会の日程については別途調整し、第3回委員会で審議結果を報告する予定である。 (委員 長) 承知した。以上で本日の議事を終了する。 (事務局) 本日の会議録は委員確認後、委員長確認を経て公表する。委員会の審議結果についても、委員長確認を経て公表する。また、事前評価案件4件については市民意見募集を実施する予定である。次回委員会の日程は改めて調整する。以上をもって令和8年度第1回横浜市公共事業評価委員会を閉会する。 (委員) ありがとうございました。
資料 ・ 特記事項	1 資料 ・ 次第・委員名簿 ・ 報告資料 横浜市公共事業評価実施要綱及び事務取扱要領の改正について ・ 資料① [事前評価] 大さん橋ふ頭陸上電力供給設備整備事業の調書など一式 ・ 資料② [事前評価] ニツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第2期地区土地区画整理事業の調書など一式 ・ 資料③ [事前評価] 市営野庭住宅住戸改善事業（DEFG街区）の調書など一式 ・ 資料④ [事前評価] ブルーライン新信号システム更新事業の調書など一式 ・ 資料⑤ [事後評価] 新港ふ頭9号岸壁改修事業の調書など一式 ・ 資料⑥ [事後評価] 消防本部庁舎等整備事業の調書など一式 2 特記事項 ・ 大さん橋ふ頭陸上電力供給設備整備事業の調書は、委員の指摘を踏まえ、効果の算定過程、根拠、経済波及効果、周辺住民への効果及び事業効果の説明等に関する記載について事業局と事務局で修正を行い、委員長に確認する。 ・ ニツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第2期地区土地区画整理事業の調書は、費用便益分析に関する記載について、委員の指摘を踏まえ事業局と事務局で整理・修正を行い、

	委員長に確認する。 • 本日の会議録は、委員に確認後、委員長の確認を受ける。 • 本日の審議結果等の資料は、委員長の確認をもって確定する。
--	---